

令和4年かすみがうら市教育委員会12月定例会 会議次第

日時 令和4年12月20日(火)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
(1) 議案第38号 かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年かすみがうら市教育委員会12月定例会 会議録

1 開催日時 令和4年12月20日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時55分

2 開催場所 あじさい館 研修室2

3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 中島和彦
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	坂本重男
学校教育課長	仲澤 勤
生涯学習課長	齊藤 健
スポーツ振興課長	由波大樹
教育指導室長	奥沢哲也
学校教育課 課長補佐	中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当	永谷 恵(書記)

6 議題

(1) 議案第38号 かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。

それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

教 育 長

それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。

これより、令和4年かすみがうら市教育委員会12月定例会を開催いたします。

最初に、事前に送付いたしました11月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。

続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。本日議題はありませんので、報告事項のみとなります、よろしく願いいたします。

(資料に基づき12～1月の教育長動静について報告)

教 育 長

ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

特にございませんか。

それでは議事に入る前に、令和4年かすみがうら市議会第4回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。

教 育 部 長

お手元の資料をご覧ください。令和4年かすみがうら市議会第4回定例会における一般質問及び答弁内容について、ご報告いたします。

まず、1の会期は、11月22日から12月7日までの16日間でした。

次に、2の本会議の状況でございます。(1)発言通告の状況は、全体で9名の議員であり、その内、教育行政に係る発言通告が6名の議員からありました。(2)通告者及び質問主題につきましては、矢口龍人議員の「通学バス降車事件に対する教育委員会の対応について」から、来栖丈治議員の「下稻吉への給食センター建設について」までの7項目でございました。

(3)質問及び答弁の要旨でございますが、答弁要旨については、ほぼ原文を記載しております。主な点について報告いたします。

まず、アの矢口龍人議員からの質問では、3点の質問要旨があり、1点目は、「指定停留所以外で児童を降車させた事案での、学校及び教育委員会の初動対応について何う」という質問です。

答弁としては、学校では、職員間での電話リレー、乗車名簿の確認などに時間を要し、本来であれば、現場確認など捜索対応を図るべきところ、緊急事態への心構えや基本的な対応策への認識の低さがあったこと。また、教育委員会では、学校から「保護者の方にご理解いただけた」というような報告があり、再発防止のため、スクールバス運行事業者に乗り過ぎ者がいた場合の対応などの通知を行ったが、一歩間違えれば、生命にかかわる事件に発展する可能性もあったという、保護者のご心配やご心労にも思いが至らなかったものと反省している旨を答弁いたしました。

2点目は、「7月20日の教育委員会でこの件が協議されていないのはなぜか。また、28日の臨時教育員会で報告されているが、非公開であり、いつ対応策の協議がなされたのか」という質問です。

答弁としては、要望書の提出まで、学校の説明や対応により、保護者の方からもご理解を得て解決したものと認識し、教育委員会事務局でも全スクールバス運行事業者に対して再発防止の通知をしたことで、バス運行面での改善が図れたという認識の甘さにより、教育長及び教育委員会への報告や協議事項としていなかったこと。要望書が提出され、改めて重大な事案であると認識を新たにし、7月28日の臨時教育委員会において報告をさせていただいたこと。臨時教育委員会では、経緯の詳細も含め「特定の地域や場所、などをお示ししながら説明する必要があり、「特定の地域や場所が公になることで、個人特定が容易に可能となる」という観点から、非公開として会議が進められ、委員の方々からは「学校との連絡体制を構築しておくことは重要性である。再発防止も含め、市内統一の運行マニュアル作成し、対応を徹底すべきである。」といった意見をいただいた旨を答弁いたしました。

3点目は、「当事者であるバス会社の対応、その責任の所在や謝罪等が見られないがどのような対応となっているのか伺う。」という質問です。

スクールバス運行事業者では、自社の運行マニュアルは備わっていたものの、学校との連携を網羅した運行マニュアルではなかったなど、対策内容が十分ではないことに加え、指定停留所以外で児童を下車させた運転手の判断力不足、意識の低さが重なってしまったこと。そのため、市内統一の運行マニュアルを作成・整備し、確実な運行対応を図るとともに、運行事業者には、運転者に対する教育を徹底するよう指示しており、さらに令和5年度からは、ICカード等を利用した乗降管理システムをスクールバスに導入し、スクールバス運行事業者とともに再発防止に努めること。

なお、事業者からは、統一マニュアルによる運行開始後に改めて教育長への訪問があり、事案にかかる謝罪や、現在の対応状況等について報告を受けている旨を答弁いたしました。

次に、イの鈴木貞行議員からの質問では、2点の質問要旨があり、1点目は、「霞ヶ浦南小学校屋内プールを、温水プールにしなかった経緯を伺う。」という質問です。

答弁としては、整備費や維持管理費で多額の費用を要すること、設置目的がプール授業であることから、常温プールとした旨を答弁としました。

2点目は、「霞ヶ浦南小学校プールの環境改善について」の質問に対し、平成28年度に請願をいただいて、5点の運用面での改善に努めてきたことと、本年度は、開始の水温28度、室温32度からその後も水温30度前後を推移していましたが、7月に入り低温の時期があり水温より室温が低いという日があり、「水が冷たい」との意見があったと思われること。気温が水温を下回る場合は、ヒーターの使用などにより対応させていただくこと、また、水張り時期の前倒しが有効であったことから、より早い時期から水張りを行うこと、天候等を加味し時期の調整をできる体制を整えていく旨を答弁いたしました。なお、再質問で長袖水着が有効であるとの提案があり、費用負担が発生することもあり、必要性等について検討させていただき旨答弁しております。

3点目は、「プールの温水化について市長の考えを伺う。」との質問に対し、市長から、議員時代に一般市民に開放した通年利用の温水プールを提言した経過があるが、整備費や維持管理費と大きな費用が発生することから、現在のところ実施は難しいと考えるが、継続的に研究・検討を進めていく旨答弁がありました。

なお、長袖水着に対する補助ができないかとの再質問に対し、必要性等の検討結果を踏まえ、検討する旨の答弁がありました。

次に、ウの佐藤文雄議員からの質問では、2点の質問要旨があり、1点

目は、「小中義務教育学校の給食費の無償化について、改めて問う。」との質問です。

答弁としましては、はじめに、「教育費は無償」ということに関し、憲法、教育基本法などの規定により、法的な意味では、公立学校では授業料不徴収と考えていることを説明し、給食費の無償化については、過去の答弁と同様、継続的な財源の確保と負担という面で現状では難しい状況であるが、地元産の食材の活用など、給食の「質」の向上に努めていく旨答弁いたしました。再質問で、市長に対し、第2子、第3子の減免や、段階的な負担軽減なども検討してもらいたいというご意見がありました。

2点目は、「小中義務教育学校の教材費の保護者負担の解消について、改めて問う。」との質問に対し、地方交付税交付金では「教材用図書及び備品」として算定されているが、用途については地方団体の自主的な判断に任されており、“全体で使うもの”や“共用するもの”、いわゆる備品にあたるようなものを公費負担としていること。今後も、「教材整備指針」などを参考にするとともに、学校からの予算要望も勘案しながら、保護者負担の軽減につながる整備を図っていきたい旨を答弁いたしました。

次に、エの中根光男議員からの質問では、3点の質問要旨について、教育長に伺う質問がありました。

1点目は、「コロナ禍での「いじめの実態」及び「不登校の要因」を具体的に伺う。」という質問です。

答弁としては、過去3年間の「いじめ」の全国の状況は令和2年度の減少後、令和3年度は上昇に転じ、本市では、減少傾向にあるが、潜在化している可能性が懸念され、学校と連携を図り早期発見・早期対応に努めていくこと。不登校の状況は、全国、本市とも増加傾向であり、令和3年度は大きく増加しており、コロナ禍による休校で登校しない期間が増えたことが増加につながったと考えられ、不登校の態様としては、「無気力や不安」「生活リズムの乱れ」が多くみられる旨を答弁しております。

2点目は、「スクールカウンセラーの対応状況と実績について伺う。」という質問に対し、県から3名の派遣を受け、各中学校区に年間35日の派遣があるが、悩みを抱える児童生徒・保護者が増加しており、予約が困難な学校もある旨答弁しております。再質問で、今後の対策を考えているかという質問があり、市独自にスクールカウンセラーの整備を検討していく旨、答弁しております。

3点目は、「現在の課題と今後の取り組みについて伺う。」という質問に対し、不登校は最重要課題であると認識しており、これまで以上にスクールカウンセラーや心理テストの活用を進めるとともに、県からの派遣増員を要望していくこと。また、適応指導教室「ひたちの広場」の充実を図り、さらに、スクールソーシャルワーカーについても効果的に活用していく旨を答弁しております。なお、再質問でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの独自の配置の要望があり、教育長から検討する旨、市長からは前向きに取り組みたい旨の答弁をしております。

次に、オの小倉博議員からの質問では、2点の質問要旨があり、1点目として、「不登校といじめについて、本市の現状について」という質問で、教育長が答弁をいたしました。

答弁としては、中根議員に答弁したとおり、いじめの認知件数は減少傾向にあるが、不登校児童生徒の人数は増加している現状である。コロナ禍の影響が大きく、今年度の数値から現状の分析を進め、教育委員会と学校、また学校と家庭で連携を図りながら対応を進めていきたい旨を答弁しております。

2点目として、「第2常陸野公園の利活用及び今後の構想を伺う」との

質問に対し、用地取得の進捗状況を説明し、今後の構想については、アスレチック系のアウトドアパーク事業を運営している事業者からの当該公園の施設整備に対する意見をいただいたところ、前向きな意見を得ることが出来なかったため、ターゲットバードゴルフ場など現状での活用を継続しつつ、観光面や環境面など、スポーツ公園以外の用途としての活用を含め、庁内において施設利用の方向性を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、カの来栖丈治議員からの質問では、2点の質問要旨があり、1点目は、「施設改修費用と新しい給食センター整備費との検討はどのようなものか伺う。」との質問です。

答弁としましては、下稲吉中学校区の3校の給食室は学校給食衛生管理基準改正前の建設であり、環境の改善が求められていたことや、コロナ禍の夏季授業時の給食提供に対応するための必要性なども踏まえ整備を進めることになったこと。給食センターの整備費用は現在実施中の給食センター基本・実施設計業務委託の中で精査され、あわせて自校方式とセンター方式の比較検討を、ランニングコストも含めた形で精査を行うよう進めている旨を答弁いたしました。

2点目として、「給食食材について物価高騰による影響と、米飯給食を全国平均並みに増やすことについて検討されたか」との質問に対し、給食食材等も物価上昇のあおりを受け、さらなる価格上昇が懸念され、学校でのやりくりなどでは賄いきれないことも現実味をおびてきており、食材の在庫状況と予算の執行状況を注視しながら対応していくこと。また、米飯の提供については、近隣同様で週3回としており、小麦を原材料とする主食については、さらに値上がりする可能性も懸念されるので、児童生徒の栄養バランスや摂取カロリーを考慮したうえで、米飯の増加について、調理や提供の体制などと併せ、継続的に検討する必要がある旨を答弁いたしました。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員

エの中根議員に対する答弁の中に、不登校の子ども達は増加していて、その容態としては、無気力や不安、生活の乱れなどが要因となっていると記載されています。無気力になる細かな要因や、不安を感じる中身については、やはりひとりひとり違ってくると思いますので、そこも今後丁寧に分析してデータ化されていくのかとは思いますが、そのひとりひとりの状況に合わせて、適応指導教室「ひたちの広場」を充実していく、と書かれています。ひたちの広場の在り方も、その子の無気力の要因や不安の内容によって、教室の在り方が違ってくると思います。実際に不登校の子を持つ保護者の話を聞いたときに、自分が合う適応指導教室を探して、牛久やつくばやひたちの広場などいろいろなところを探し、その子に合った、その子の行きたいところに行っているという話を、数人の方に伺いました。

ひたちの広場も一つの方向ではなくて、無気力の要因、不安の内容に合わせた適応指導教室の在り方を検討していただければと思うので、聞かせていただきました。今後さらに分析して具体的になれば、解決につながるのかと思っております。今後ということで、よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

学校教育課長 はい、ひたちの広場ですが、第一常陸野公園でやっているところです。今後まだ検討段階ではありますが、霞ヶ浦地区には適応指導教室がないということで、内部で検討を進めまして、地域性等も考慮し、同じタイプではなく違う形で在り方もあるかもしれませんので、そういったことも踏まえて検討してまいります。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長 これからの活用ですとか、委員のおっしゃったように、いろんな方向から見ていく必要があると思います。よろしく申し上げます。
他に何かありましたら、お願いいたします。

稲生委員 関連してよろしいでしょうか。ひたちの広場に6年務めておりました。ひたちの広場に連絡してくれる保護者は、自分の子どもを何とかしたいと思って連絡をしてくれるので、そういう家庭のお子さん、何とかかなるのかなと感じます。ところが、連絡をしないのかできないのか、そういう家庭もあり、そこがとても難しいなと思います。

最近新聞等で、ヤングケアラーが茨城県でも10人に1人くらいはいると見ました。前にひたちの広場に來ている子どもに、休みの日は何をやっているのか聞いたところ、「弟や妹の面倒を見ている」という話をした子がいました。祖父母と一緒にいる場合もあるのですが、親が働いている間は子どもが下の小さい子の面倒を見ている、そういう状況にあることを学校がどれだけ把握できているのか、そういった部分を踏まえて親と話をしなくてはなりません。しかしなかなか、担任の先生が訪問して細かな状況を把握することは、かなり難しいと思います。例えば、担任とベテランの学年主任や生徒指導主事や、ひたちの広場の職員なども一緒に行って、親御さんと関わりを持つことによって、家庭の抱えている課題がわかるのかなと思いました。後で出てくる「いじめ等」の、「等」のところにはそういった状況も入っているのだらうと思っています。

いじめが少なくなった背景には、学校に行かなくて済むので、不登校が増えているからだという指摘もあります。学校では、その子が教室にいないくて問題が見えないので「後でいいや」となってしまうのではなく、例えば35人のクラスでは34人の子どもも大事ですが、もう一人の休んでいる子どもにも、やはり同じように対応して行ってほしいです。ただ、特に中学校には若い先生が増えていますから、経験のあるベテランの先生と一緒に家庭訪問するなどして、家庭の状況をしっかりと聞きながら、その子どもの将来のことを考えて、指導をして行ってほしいです。ひとくくりは無気力や不安や生活のリズムということではなく、家庭ごとに抱えている問題がありますので、家庭・学校・教育委員会で話し合うことによって、その子の将来が見えてくるのではないかと思います。担任任せではなく、ベテランの先生と一緒に行って、その子が不登校になっている原因のより良い解決の仕方を模索していくということ、何回も繰り返さなければならないのかなと思います。家庭によっていろんな課題があるということ、ひたちの広場で勤務して感じていましたので、特に指導主事の皆さんには、そういうことをしっかりと学校にお伝えいただければと思います。

教 育 長 ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカー等の活用についても、これからさらに検討していかなければならないと思います。

それ以外はいかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

議員9人の質問の中で、6人が教育に関する質問ということで、関心が高いということですので、特に不登校についてはかすみがうら市としても大きな問題かと思っていますので、事務局としてもしっかりと対応して行きたいと思います。

それでは次の議事に入ります。

議案第38号「かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

3ページをお願いします。

議案第38号「かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

4ページをお願いします。かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

改正理由につきましては、市内図書館での個人の貸出点数及び貸出期間を変更し、個人の欄に電子書籍を追加するため必要な改正を行うものです。説明につきましては、新旧対照表の別表第2で説明をさせていただきます。

個人の項、図書の貸出冊数及び備考の欄中「5冊」を「10冊」に、雑誌の貸出冊数を「2冊」を「5冊」に、視聴覚資料の貸出冊数「2冊」を「5冊」に、併せて貸出期間を「8日」から「15日」に改めます。

個人の項の最後の欄に「電子書籍、貸出冊数2点以内、貸出期間15日以内」を新たに加えます。団体の項、備考の欄中、貸し出さないものに「電子書籍」を加えます。

施行日は、電子図書館開始日の令和5年1月11日としております。

なお、個人の貸出点数及び貸出期間の変更は、条例第13条のただし書き「館長が特に必要と認める時は、臨時に変更ができる」を理由に令和3年4月から改正後の内容で運用済みでしたが、今回、正しく改正するものです。

説明は、以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第38号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」「賛成」の声あり)

教 育 長

よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 生涯学習課の、12月13日に行われたコミュニティスクール導入に向けた研修会というのは、どのようなものでしょうか。

生涯学習課長 これは文部科学省から、地域を巻き込んだ新たな教育といいますか、学校のグラウンドを使って、地域の人を巻き込んだような、研修と伺っております。そのようなことを今後新たにやっていくということです。

教育指導室長 その研修に参加しましたので、ご説明させていただきます。
この時のコミュニティスクール導入の研修会ですが、文部科学省のコミュニティスクールマイスターの、四柳さんという方にいらしていただきました。東京の三鷹市が、コミュニティスクールについて先進的でして、そのPTA会長をされていた方です。そういった立場でこの事業を広めてきた方をお招きした研修会でした。非常に具体的なお話を聞かせていただきまして、やはり私たちも実際にどういったことをやればいいのか、わからない部分があったのですが、PTAの活動ですとか、地域の方を巻き込みながら進めていく方向ですとかの、お話を聞かせていただいたことをもとに、中学校区ごとに話し合いをすることを通して、具体的な方向性が見えてきたかなと考えております。

特に学校運営協議会について心配されていたところが、教職員人事に関する意見具申ができるといったところだったのですが、三鷹では実際には人事の直接的な話というよりも、例えば「こういう先生がいたらいいな」という話をしているということでしたので、こちらでもイメージすることができるようになりました。

稲生委員 具体的なイメージがまだ浮かばないのですが、三鷹ではどのように実施されているのでしょうか。

教育指導室長 三鷹では学校評議員がまずは中心となって、学校運営協議会への移行を進めたようです。しかしそこもいろいろな形があって、評議員を全く変えて学校運営協議会を組織するということもありますし、評議員をさらに広げて委員を選ぶということも考えられるようです。特に三鷹の場合は小中一貫教育をやっていますので、中学校区での学校運営協議会を開いているということです。そういったところも本市においても参考になる事例だなどと思って、聞かせていただいたところです。

稲生委員 いろいろあるんですね。ありがとうございます。

教育長 近い将来には全国的に、コミュニティスクールという形が広がっていくと思われまますので、かすみがうら市でも大分進めてはいるようです。詳しくは時期が来ましたら、またお話をさせていただきたいと思います。

中島委員 私の方で聞き漏らしていたら申し訳ありませんが、教育指導室の資料で、1月23日と25日に、千代田義務教育学校での子どもミライ学習新商品プラン審査会とありますが、こちらは2日間にわたって行うのでしょうか。

教育指導室長 すみません、訂正をお願いいたします。1月25日は下稲吉中学校での実施となります。申し訳ありません。

中島委員 わかりました、ありがとうございます。それと、歴史博物館の方で、新年は1月2日から開館とのことですが、特にお城市などのイベントはないのでしょうか。

生涯学習課長 お城市は令和2年で終わったと思ったのですが、今年は特にイベントはございません。

お城市には私も参加していましたが、実行委員という形でーさんやーさんが中心となって実施していたものです。コロナ前の令和2年の第10回を最後として終わったところです。

中島委員 図書館の休館日はあるのでしょうか。

生涯学習課長 図書館は年末年始と、その他に月曜は休館となっています。すみません、年末年始の休館日は確認しまして後でご報告します。

スポーツ振興課長 ちなみに体育施設は、12月28日から1月4日までが休館となっています。通常月曜日も休館です。

教育長 では図書館の年末年始休館日を確認いただくということで、お願いします。それ以外はいかがでしょうか。

稲生委員 教育指導室の方で、新規採用教員の訪問指導が12月で終わったのかと思いますが、対象となるのは新規採用1年、2年、3年目と、この前お聞

きしましたが、私の経験からなのですが、できれば指導案の作成について、指導主事にも指導をしていただきたいと思います。新規採用の先生には1年目は指導員が付いて、指導案の作成を手取り足取り教わることもできますが、2年目・3年目にはいなくなって、教科主任などの助言を受けながらでしょうが、ひとりで指導案を作ることになります。できればそこに指導主事の先生が、指導案の作成から関わってくれれば、指導主事からの見る目も違ってくるでしょうし、その新規採用の先生の自信ややる気につながっていくと思います。

私も若い時に、指導案の作成で悩んだ記憶があります。同じ学校の先輩教員に聞くことももちろんですが、指導主事はそれなりの立場にありますので、その指導主事から助言をいただいた記憶が、今でも残っております。学校の教員から見ると、上司にあたるわけですからね。今年の訪問は終わってしまいましたが、来年からはできれば、初任者・2年目・3年目の先生に対しては、出来上がった指導案を見るだけではなくて、指導案の作成の段階から指導主事が関わることで、全体の流れや実態を踏まえた指導案を作成できれば、その先生の力がついていくのかなと思います。指導主事も忙しいとは思いますが、将来の力のある先生を育てるためにも、お願いしたいです。採用されてから3年が勝負という話もありますが、3年目までにしっかりと力をつけさせて、将来の主力となる先生になってもらえるよう、新規採用の先生を丁寧に、厳しく見ていただければなどと思っています。指導主事も忙しい中でしょうが、結局は子どもに返ってくる場所ですので、しっかり指導をお願いできればと思います。

教育指導室長

貴重なご意見ありがとうございます。本年度も先生によっては指導案の作成段階からご相談いただいております。次年度からは、負担にならないように、指導室の方でも検討しながら、進めていきたいと思っています。

教 育 長

それ以外はいかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他報告事項又は質問等ありましたらお願いいたします。

教育指導室長

それではわたしの方から2件報告させていただきます。
資料の配布をお願いします。

(資料配布)

教 育 長

ただ今配布いたしました2件の報告事項につきましては、児童生徒のプライバシーに関わる内容が含まれていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、会議を『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

その他報告 特別な配慮を要する児童及び生徒の就学指導に係る審議
結果について
その他報告 いじめ重大事態（不登校）に関する調査について（報告）

----- [以下、公 開] -----

教 育 長

その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

学 校 教 育 課 長

では私から、配布されております「中学校及び義務教育学校屋内運動場
空調機整備について」についてご説明いたします。

こちらは、明日の文教厚生委員会において説明予定の資料と、同じもの
となっております。

こちらにつきまして、文教厚生委員会の方で本年2回ほど、学校の体育
館に空調を設置することについて、現段階では市全体の整備計画が整って
いないため、見送りということの説明してまいりました。その後、国及び
県から、学校屋内運動場の空調整備を促進してほしいという通知がござい
ました。その内容を受けまして庁内で検討しました結果、まずは中学校に
整備を進めていくという方針が確定し、今回の計画となったものでござい
ます。

始めに、整備の計画でございます。中学校および義務教育学校後期課程
ということで、市内3つの学校について、部活動などでの体育館利用も多
いことから優先して整備していこうということで、決定いたしました。ま
た、小学校については近隣の動向や中学校での利用状況を勘案し、今後検
討するというので整理してございます。

内容としまして、下稲吉中学校は現在整備している体育館について、空
調機を追加します。こちらはもともと配管までは、現在の計画で整備予定
でしたので、空調機の設置として2500万円を追加する予定でございま
す。また霞ヶ浦中学校につきましては空調機設置と断熱工事、配管工事を
実施しまして5500万円、千代田義務教育学校につきましては同工事で
6500万円、こちらは面積の違いによって機器の大きさが違うというこ
とで差が出ています。

財源につきましては、霞ヶ浦中学校および千代田義務教育学校につつま
しては、学校施設環境改善交付金の国庫補助を受けられる運びとなり、対
象は事業費の3分の1の補助でございまして、それとあわせて「5ヶ年加速
化対策」として令和3年から令和7年の5年間で国の推進期間となっております
、この間に整備したものは、残りの3分の2の金額が、地方債に充当で
き、そのうち半分を交付税算入してくれることになっております。要するに
全体の3分の2は、補助を受けられるということになります。

また下稲吉中学校につきましては、すでに工事がはじまってしまってい
るので、こちらの対象とはならないのですが、指定避難所に指定されてお
りますので、「緊急防災・減災事業債」ということで、交付税の算入がいた
だけます。対象となるのが適債性のある工事の全額で、対象額の70%を
交付税でいただけるという、市にとってかなりメリットの高い内容となっ
ております。

2ページがスケジュールでございまして、下稲吉中学校は今進めている工
事が来年の12月に完成予定でございまして、その間に一緒に整備するも
のでございます。また霞ヶ浦中学校・千代田義務教育学校については、令
和5年に実施設計を行いまして、工事の着工は令和6年度予定としており

ますが、令和7年度まで期限がありますので、どちらかの学校を先に実施するか等を、今後検討してまいります。

説明は以上でございます。

生涯学習課長

では生涯学習課から、第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画(案)について、ご説明いたします。

2種類資料をお配りしましたが、計画書の方は内容が多いため、概要資料にて説明をいたします。

始めに、この計画案は、かすみがうら市文化財保存活用計画作成協議会において、2回ほど協議をした内容でございます。協議会は、歴史博物館協議会会長および文化財保存活用審議会会長など様々な会長職、また大学の教授、県教育庁、市の各課長17名で組織したものでございます。

1ページをお願いいたします。

計画策定の目的については、この地域計画の必要性を記載しています。これまでの文化財保護行政を取り巻く環境は、主に文化財の保存が中心であり、その活用は十分とはいえませんでした。また、その保護の対象も法律や条例に基づき指定・登録等の対象となっている文化財が中心であり、未指定文化財に対する取組は十分とはいえません。このような中、平成30年の文化財保護法の改正により、文化財の総合的な保存・活用を目的とした「文化財保存活用地域計画」が法律に位置付けられました。地域計画は文化財の保存・活用に対する方向性を示すマスタープランであるとともに、具体的な実施計画を記載するアクションプランでもあります。さらに、地域計画は文化庁の認定を受けることで、記載された取組に対し、これまで以上に国からの補助を受けることが可能となります。

本市においては、霞ヶ浦の風物詩である「霞ヶ浦の帆引き網漁の技術」や、茨城県指定文化財の風返稲荷山古墳、幕末志士に関する歴史文化など、魅力的かつ多様な文化財がありますが、これらはその管理や改修の必要性など、多様な課題に直面しています。このような課題を解決するため、地域計画の作成によりこれまで個別の文化財に対して行ってきた施策を長期的なビジョンのもと推進するとともに、庁内関係各部署との施策や連携、地域の市民や団体との協働によって取り組むことを目的に地域計画を作成するに至りました。

つまり、この計画が無ければ、文化庁の補助金を受けることは難しくなり、多数の市町村でこのような計画書が必要となります。近隣市では令和3年度は土浦市、令和4年度は本市と石岡市が認定に向けて準備を進めております。

計画の期間につきましては、令和5年度から令和8年度の4年間とし、これを前期計画と位置づけます。なお、前期計画の3年経過後に全体的な事業評価と見直しを行い、第2次地域計画を作成します。なお、後期計画の計画期間は総合計画と整合をとり、令和9年から令和14年の6年間とすることを想定します。

3ページをお願いいたします。「基本理念」についてです。

「悠久の時を経て、湖と山に育まれた文化を未来につなぐ」を掲げ、文化財の保存と活用の取り組みを進めます。

次の「基本方針」になります。本市において、文化財など地域資源を生かした、まちづくりや地方創生を着実に実行していくために、基本理念に基づき、3つの基本方針を設定します。

1「地域資源の価値を理解し再発見する」、これは、テーマを定め項目ごとに各種専門家と連携し、継続的な調査・研究を進めていきます。2「地域資源の価値を守り未来へ継承する」、これは、市内にある地域資源の調

査研究を進め、適正な保存措置や管理を検討し実施してまいります。3「地域資源の価値を今に生かす」、今後は地域資源の更なるブランド化、他地域との差別化を図り、観光客、そして交流人口や関係人口の増加に努めてまいります。

4ページをお願いいたします。先ほどの、基本方針に係る実施方針と具体的な取組を掲げます。項目は、調査・保存・防災・活用・整備の5つになります。

5ページをお願いいたします。「計画を効率的に進めるための枠組み」です。(1)「かすみがうら市の歴史文化の特徴」ですが、本計画では、かすみがうら市の歴史文化を4つの特徴的なテーマとして紐づけることで、これまで個別に保存・活用が図られてきた歴史文化を、総合的かつ一体的に扱うものとします。これにより新たな価値の創造を図り、まちづくりや観光振興など、多方面への波及効果を期待するものです。表のように「1. 水辺と港」「2. 山と大地」「3. 権力者の関わり」「4. 景観と文化」に分けます。概要は表に記載のとおりといたします。

6ページをお願いいたします。(2)「関連文化財群と保存活用区域」です。本計画では、多様な歴史文化の関連性に基づき、一体的・総合的な保存と活用を図ることで、歴史文化への理解を高めるとともに、その魅力の向上を図ることを目指します。具体的には、ストーリーとしての関連性の高いものを「関連文化財群」として設定するとともに、空間的な一体性の高いものを「文化財保存活用区域」として設定します。関連文化財群の設定を通じて、市の歴史文化の特徴をわかりやすく伝えるとともに、具体的な取組を、より効率的に実施することを目指します。また、保存活用区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目指します。

最後にスケジュールになります。本日、教育委員会定例会で説明後、12月21日市議会文教厚生委員会、22日の庁議、翌年1月5日から2月2日に意見公募を行います。意見公募の結果を2月中旬の部長会議、文化財活用地域計画協議会、教育委員会定例会、市議会全員協議会を経て、3月に文化庁の文化財保存活用地域計画協議会、文化財保護審議会の答申を受けて、4月に国に認定申請、7月頃認定を受けることになります。

文化財保存活用地域計画の説明は、以上になります。

それと、先ほどの中島委員からのご質問に、お答えいたします。

図書館の休館日につきましては、12月26日(月)から1月4日(水)までのお休みとなります。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

ただ今の中学校体育館の空調整備、そして文化財保存活用地域計画について、何かご質問等があればお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長

よろしいでしょうか。

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。

次回の教育委員会1月定例会は、令和5年1月23日(月曜日)午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
 以上で、本日の教育委員会12月定例会を閉会いたします。
 お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時55分

10 議決事項 議案第38号について可決